

# 《機構ニュース》 —第 122 回発行—

近畿定期借地借家権推進機構 2014/5/8

## ●民法大改正について……理事・司法書士 西 規之

100年に1度の民法（債権法）の大改正が行われようとしています。  
添付ファイル（A4で1枚）からご覧ください。

## ●空き賃貸住宅向け改修補助事業の対象を募集……国交省 4/30

国交省は4月30日、空き家を高齢者や子育て世帯等に賃貸するための改修を支援する「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」の募集を開始しました。耐震・バリアフリー・省エネのいずれかを含む改修工事を行う事業で、補助額は総額の3分の1・空き家1戸当たり100万円が上限で、12月26日まで随時募集していくとの事です。

<http://www.minkan-safety-net.jp/>

## ●25年度住宅着工戸数98万戸、4年連続増……国交省 4/30

国交省は4月30日25年度の建築着工統計を発表しましたが、新設住宅着工戸数は、987,254戸で、4年連続増で、持ち家は35万戸・貸家は36万戸・分譲住宅は25万戸となっております。

<https://www.mlit.go.jp/common/001038391.pdf>

## ●印紙税の非課税範囲5万円未満に……国税庁 4/1

既にご存知かと思いますが、領収証等の印紙税の非課税範囲が、3万円未満から5万円未満に4月1日より変わっております。

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h26/ryoshusho/index.htm>

## ●5月20日の研修会・6月17日の定借アドバイザー講座のお申し込みは、HPからどうぞ

只今研修会および26年度の定借アドバイザー講座の申し込み受付中です。  
お申し込みは、リニューアルしたホームページからお申し込みください。

<http://www.kinkiteisyaku.or.jp>

\*\*\*\*\*

編集責任・発行：事務局

特定非営利活動法人（NPO法人）

近畿定期借地借家権推進機構

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-8-9 船場中央ビル6階

T E L 06-6265-3643 F A X 06-6265-3644

<http://www.kinkiteisyaku.or.jp> [kinki20@kinkiteisyaku.or.jp](mailto:kinki20@kinkiteisyaku.or.jp)

\*\*\*\*\*